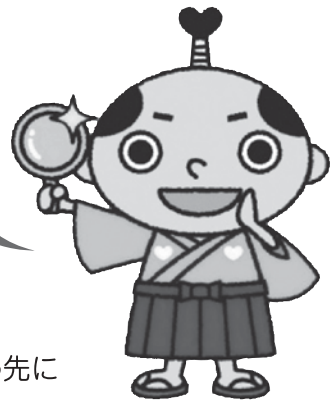


今年度まだがん検診を受けていない みなさまにお知らせです



健康維新の志士
けんしんたろう君

今年度のがん検診未受診者の方を対象に、下記のとおり「がん検診」を実施します。
今回の検診は、住所地以外の会場でも受診ができますので、お勤め先に近い会場など、ご都合に合わせて受診会場を決めてお申し込みください。
各検診日の2週間前までに申込みが必要となりますのでご注意ください。

実施日・会場・検診の種 受診受付時間は9時から10時30分まで（予定）

検診日（平成30年）	市町村	実施場所
1月7日（日）	高知市	総合保健協会
1月14日（日）	高知市	保健福祉センター
1月20日（土）	南国市	保健福祉センター
2月11日（日）	高知市	総合保健協会
2月25日（日）	高知市	総合保健協会

※どの場所でも、肺・胃・大腸・乳・子宮頸すべての検診が可能です。

対象となる方

以下の年齢の方のうち、今年度（平成29年4月1日～）がん検診を受診していない方

肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診：40歳以上の男女
乳がん検診：40歳以上の女性 子宮頸がん検診：20歳以上の女性

自己負担額 無料

申込方法 ※通常の市町村検診とは申込先が異なりますのでご注意ください。

12月12日（火）から、電話にて申込みを受け付けます。

（申込締切日は、各検診日の2週間前までとなります。ただし、各会場先着順により定員に達した時点で申込みを締め切りますので、ご了承ください。）

申込先：公益財団法人 高知県総合保健協会
申込電話番号：☎088-831-4351、☎088-833-4892、☎088-833-4668
申込受付時間：8時30分から17時まで（土・日・祝は休）
申込不可日：12月26日（火）～平成30年1月8日（月）

県の最低賃金が改正されました

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月13日から施行しています。この決定により、労働者へ支払う賃金は、1時間77円以上としなければなりません。

問い合わせ先 高知労働局 賃金室
☎088-8855-6024

お墓を作るには、許可が必要です

墓地（納骨堂も含む）を作るには、個人の墓地でも中央東福祉保健所長への申請および許可が必要です。

お墓を作るには、ご遺体の火葬の許可とは別に「墓地の経営許可」が必要です。（墓地、埋葬等に関する法律第10条）

本来、個人がお墓を無秩序に建てるのは、禁止されています。しかしながら、墓地を取り巻く状況も変わってきましたので、個人の場合でも基準を満たされれば許可されることになります。また、農地に墓地を作る場合は、農業委員会への農地転用の許可手続きも必要になります。これから墓地を作る計画がある方は、事前にご相談ください。

問い合わせ先 住民課 三谷

戦傷病者相談員および戦没者 遺族相談員の就任について

10月1日から平成31年9月30日まで、大豊町の担当は次の方です。

・戦傷病者相談員…筒井政利 さん
（戦傷病者の更生などの相談に応じ、援護のための必要な指導をする。）

・戦没者遺族相談員…下村信幸 さん
（戦没者遺族の援護の相談に応じ、必要な指導や助言をする。）

問い合わせ先 高知県援護調査担当
☎088-8233-9662

12月4日～10日は人権週間です

「世界人権宣言」は、基本的な人権および自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年の第3回国際連合総会において採択され、本年度採択90周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」として定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省および全国人権擁護委員連合会は、右記採択の翌年以來、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところです。

高知地方法務局および高知県人権擁護委員連合会においても、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所にて「特設人権相談所」を開設し、DV・セクハラ・ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待・いじめ・体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待、その他のくらしの悩みごとなどの人権に関するご相談をお受けします。

相談は無料で、秘密は厳守します。
お気軽に、最寄りの「相談窓口」をご利用ください。

☆12月の特設人権相談所

【日時】12月6日（水）午前10時～午後3時

【場所】大豊町総合ふれあいセンター

※問い合わせは住民課まで。

☆くらしの悩みごと相談所

【日時】12月5日（火）午前10時～正午
午後1時～午後4時

【会場】高知よさこい咲都合同庁舎 7階
（高知市栄田町2丁目2の10）

【担当者】弁護士資格を有する人権擁護委員

【相談内容】

差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV、家庭および近隣関係などにおける法律・人権問題に関するあらゆる相談

【その他】事前予約制です。

相談は無料で、秘密は厳守します。

問い合わせ先 高知地方法務局人権擁護課

☎088-8221-3503

「大腸がん郵送検診」のお知らせ

今年度、大腸がん検診を受けられていない方を対象に、左記のとおり「大腸がん郵送検診」を実施します。

今回の大腸がん検診は、専用の検査キットによる自己採便で実施することのできる手軽な検診で、温度管理上問題の少ない冬季に限って、検査キットを郵送回収することにより検診を実施します。お申込みは電話にて受け付けます。

【対象者】

今年度（平成29年4月1日～）大腸がん検診を受診していない方で40歳以上の男女

【自己負担額】 無料

【検診実施機関】公益財団法人高知県総合保健協会

【申込期限】平成30年2月9日（金）

問い合わせ先 住民課 健康づくり班 松高